

平成 29 年 1 月 17 日

受益者のみなさまへ

三菱UFJ 国際投信株式会社

「三菱UFJ グローバルバランスオープン 株式20型」
の繰上償還（予定）について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、受益者のみなさまにご投資いただいております「三菱UFJ グローバルバランスオープン 株式20型」（以下「本件ファンド」といいます。）は、平成 29 年 3 月 24 日（金）をもちまして繰上償還を実施させていただく予定です。この繰上償還につきましては、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第 32 条に基づいて、異議申立の受付を行います。なお、この繰上償還に対してご異議のない受益者さまは、特に必要なお手続きはございません。（くわしくは、次頁以降をご参照ください。）

本お知らせの趣旨についてご理解を賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 繰上償還の理由

平成 13 年 7 月 27 日に設定いたしました本件ファンドは、受益権の口数が、投資信託約款第 52 条第 7 項に定める信託契約解約の判断基準である 10 億口を下回っており、償還することが受益者のみなさまに有利であると認められるため、繰上償還を選択することといたしました。

何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2. 本件ファンドの繰上償還にかかるお手続き

本件ファンドの繰上償還（以下「本繰上償還」といいます。）の異議申立の対象者は、平成 29 年 1 月 17 日（火）時点の受益者さま（平成 29 年 1 月 13 日（金）の購入申込者を含みます。）となります。

本繰上償還にご異議のない受益者さまは、特に必要なお手続きはございません。
なお、本繰上償還にご同意いただけない場合は、異議申立を行うことができます。
くわしくは、次頁以降の《異議申立・買取請求のお手続き》をご参照ください。

3. 繰上償還決定から償還までの運用について

繰上償還決定から償還まで基準価額は変動いたしますが、償還準備のため組み入れ有価証券等を売却すること等により、償還までの期間においては運用の基本方針に沿った運用ができなくなる点にご留意ください。

4. 一部解約のお申込みに関する留意点

他の受益者のみなさまの一部解約の状況により、最後の受益者さまとなった場合は、一部解約のお申込みがあった場合でも、繰上償還によるご換金となります。その場合、お申込時点から換金代金のお支払いまでに、通常の一部解約の場合よりも日数を要する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

《異議申立・買取請求のお手続き》

1. 異議申立とは

本繰上償還にあたっては、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第32条に基づいて、本繰上償還にご異議のある受益者さまは、異議申立を行うことができます。

本繰上償還に対してご異議のない受益者さまは、特に必要なお手続きはございません。

○今後の日程

日付	内容	詳細
平成 29 年 1 月 17 日 (火)	公告日 (電子公告)	
平成 29 年 1 月 17 日 (火) ↓ 平成 29 年 2 月 20 日 (月)	① 異議申立	異議申立の受付期間中に、『必要記載事項』をご記入いただいた書類を提出することにより、本繰上償還に関するご異議を申立てることができます。 ※お手続きの詳細は次頁以降をご覧ください。
平成 29 年 2 月 21 日 (火)	② 繰上償還可否決定	異議申立を行った受益者さまの受益権の口数を集計し、公告日時点の受益権の総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、本件ファンドの繰上償還実施を決定いたします。
平成 29 年 3 月 2 日 (木) ↓ 平成 29 年 3 月 21 日 (火)	③ 買取請求	②で本件ファンドの繰上償還が決定した場合には、異議申立を行った受益者さまは、保有する受益権について、受託会社に対し、その信託財産をもって買い取ることを請求できます。 ※お手続きの詳細は、次頁以降をご覧ください。
平成 29 年 3 月 24 日 (金)	繰上償還日 (予定)	②で本件ファンドの繰上償還が決定した場合には、繰上償還を実施いたします。

2. 異議申立のお手続き

a. 本件ファンドの繰上償還に対してご異議のない受益者さま
⇒お手続きの必要はございません。

b. 異議申立のお手続き

平成 29 年 1 月 17 日（火）時点の受益者さまは、異議申立の受付期間中（平成 29 年 1 月 17 日（火）～平成 29 年 2 月 20 日（月））に、弊社に対して本状に同封いたしました「異議申立書 兼 個人情報の販売会社宛提供に関する同意確認書」（以下「異議申立書」といいます。）により、本繰上償還に関する異議を申し立てることができます。

本繰上償還に対してご異議のある受益者さまは、「異議申立書」に以下の内容をご記入の上、弊社宛（住所は【宛先】をご参照ください）にご郵送ください。
（平成 29 年 2 月 20 日（月）弊社到着分までを有効とさせていただきます。返信用封筒をご希望の方は、0120-548066 にご連絡ください（土日祝日を除く午前 9 時～午後 5 時）。）

【受益者さまにご記入いただく内容】

- ① お名前（署名、捺印*）
*下記④の販売会社にお届けのご印鑑によるご捺印をお願い申し上げます。
- ② ご住所
- ③ ご連絡先電話番号（日中ご連絡先）
- ④ ご購入の販売会社名・お取引店名・口座番号
- ⑤ （当該個人情報提供に同意いただける場合）同意欄に○印を記入
- ⑥ 記入日

【宛先】〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-12-1

三菱UFJ国際投信株式会社 営業企画部 繰上償還担当宛

なお、記入内容に不備等がございますと、異議申立をお受けできなくなる場合がありますのでご留意ください。また、異議申立を行った受益者さまの受益権口数等の確認のため、弊社からご購入の販売会社に対して口数等の確認を行いますので、あわせてご承知おきください。

※この異議申立書にて知り得た個人情報は、本件以外には使用いたしません。

3. 繰上償還正式決定

異議申立を行った受益者さまの受益権の口数の合計が、公告日時点の受益権の総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、平成 29 年 3 月 24 日（金）に本件ファンドの繰上償還を実施します。

なお、異議申立を行った受益者さまの受益権の口数の合計が、公告日時点の

受益権総口数の2分の1を超えた場合は、本件ファンドの繰上償還は行いません。この場合、繰上償還を行わない旨およびその理由を、異議申立の受付期間終了後に、電子公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を本件ファンドの知られたる受益者のみなさまに対してご購入の販売会社を通して交付します。

4. 買取請求のお手続き

＜買取請求とは＞

本件ファンドの繰上償還が決定した場合には、異議申立を行った受益者さまは、以下の手続きにより、保有する受益権について、受託会社に対し、信託財産をもって買い取ることを請求できます。

異議申立を行った受益者さまが必ず買取請求しなければいけないものではありません。また、繰上償還まで引き続き保有していただくことも、通常通り換金していただくこともできます。

※本書に記載の「買取請求」とは、本繰上償還に異議申立を行った受益者さまのみを対象とするものであり、通常の換金における「買取請求」とは異なります。

※異議申立の有無にかかわらず、ご購入の販売会社にて通常の換金手続きを行うことができます。

(1) 買取請求期間

平成 29 年 3 月 2 日（木）から平成 29 年 3 月 21 日（火）まで

買取請求期間の最終日（平成 29 年 3 月 21 日（火））は、当日午後 3 時まで
に受託会社が受理したものが対象となりますので、取扱い販売会社の定める時
間までを目途に販売会社に買取請求書類のご提出をお願い申し上げます。

(2) 買取請求の手順

- ① 本件ファンドの繰上償還に異議申立を行った受益者さまに、弊社から「買取請求書 兼 受益権口座振替依頼書」（以下、「買取請求書類」）、『「マイナンバー（個人番号）」ご提出のお願い（「個人番号告知書兼届出書」他）』等の買取請求にかかる書類を送付いたします。
- ② 買取請求を希望される受益者さまは、「買取請求書類」に必要事項をご記入いただきご購入の販売会社の取引店へご提出いただきます。
なお、買取請求を行う場合は、受益者さまは『「マイナンバー（個人番号）」ご提出のお願い』にしたがって「マイナンバーに関する書類」を受益者さまのご負担で受託会社に直接ご送付していただくこととなりますので、これにつきましては販売会社にご提出いただかないようお願い申し上げます。
- ③ 受託会社である三菱UFJ信託銀行（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行）が買取請求必要書類（「買取請求書類」および「マイナンバーに関する書類」）を受理し、本件ファンドの信託財産による買取を実行いたします。
※原則として、買取請求必要書類（「買取請求書類」および「マイナンバーに関する書類」）が受託会社においてそろった時点で受理となります。
- ④ 買取代金は、日本マスタートラスト信託銀行から買取請求を申し込まれた受益者さまのご指定の口座へ振り込むことによりお支払いします。振込手数料（最大 756 円）については買取請求を申し込まれた受益者さまのご負担とし、買取

代金より差し引かせていただきます。

- ⑤ 買取完了後、日本マスタートラスト信託銀行より、「投資信託取引報告書（買取計算書）」を買取請求を申し込まれた受益者さまへご郵送させていただきます。

(3) 買取請求の相手方

この買取請求は、本件ファンドの繰上償還に対して異議申立を行った受益者さまが、「投資信託及び投資法人に関する法律」および本件ファンドの投資信託約款の規定に基づいて、本件ファンドの投資信託約款にかかる受託会社である三菱UFJ信託銀行（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行）に対して行うものであり、ご購入の販売会社に対して行うものではありません。

(4) 買取価額

買取価額は、買取請求を申し込まれた受益者さまの有する受益権の公正な価額となります。本件ファンドにおいては、日本マスタートラスト信託銀行が買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額（買取価額）とさせていただきます。

(5) ご留意点

上記諸手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の換金請求よりも日数を要する可能性がございますのであらかじめご了承ください。また、繰上償還に対して反対した受益者さまでも通常の換金請求は可能ですが、買取請求を行った後は、換金請求を行えませんのでご注意ください。

買取を請求された受益権に質権等第三者による権利が設定されている場合等、三菱UFJ信託銀行（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行）ならびに弊社の知り得ない事由が存在する場合において、買取代金のご指定口座への振込により、当該第三者の利益を損ねる場合があっても、三菱UFJ信託銀行（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行）ならびに弊社は一切責任を負いませんのでご承知おきください。

以上

このお知らせに関するお問い合わせ先

三菱UFJ国際投信株式会社 コールセンター 0120-548066

【受付時間／午前9時～午後5時（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】